第 1045 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 4月 7日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤中間納付額の還付

Ｑ：当社は前期業績がよく税金も多額になりましたが、今期は業績が悪化したため、予定申告にかえて仮決算による中間申告により法人税５０万円を納付しました。

その後、業績はさらに悪くなり、今期の決算は赤字になりそうですが、中間申告により納付した法人税は還付してもらえますか。

Ａ：未納の税金などがなければ５０万円全額が還付されます。

【解説】

事業年度が６カ月を超える法人は、原則として事業年度開始の日以後６カ月を経過した日から２カ月以内に、前年度実績による予定申告、または仮決算による中間申告をしなければならないことになっています。

中間申告により予定納税を行い法人税を納付し、その後の確定申告により赤字決算となった場合には、納付した法人税が還付されます。

ただし、国税について未納の税金がある場合には、まずその未納の税金に充当され、残額がある場合に限り還付されることになります。

なお、中間納付額の還付を受ける場合には、その還付金に年７．３％の還付加算金が課されることになっています。